

障がいのある学生に対する キャリア支援のはじめ

人間科学部
臨床心理学科
教授



倉知 延章



立石 宏昭

研究シーズの紹介

障害者差別解消法が成立したことにより、多くの高等教育機関が合理的配慮に取り組み始めており、授業における配慮は多くの機関で取り組んでいる。しかし、授業以外の配慮支援はまだ多くはなく、進路・就職指導を行っている高等教育機関は3割程度である。障がい学生の就職率は全国で51.5%に

とどまっており、就職の支援は最も脆弱といわざるを得ない。

本研究は、障がいの学生に対するキャリア支援システムの担い手となる担当職員に対して、人と人の関わり方について学びきっかけとなる。また、障がい学生に対する効果的な支援方法の基本的なシステムについて検討した。



障がい学生 キャリア支援技術

- 障がい学生を十分に支援できなかった大学等においてキャリア支援のあり方を理解することが可能です。

障害特性に即したキャリア相談の実施

外部の障がい者就労支援専門職の活用

企業に対して障がい学生個別に必要な合理的配慮事項の提供

大学等における障がいのある学生に対する合理的配慮が求められているが、多くは授業配慮のみであり、キャリア支援への配慮は少ない。

期待される活用シーン

- 企業等における社会課題への取り組み、社会的責任 (CSR) の視点



企業活動の中の共有価値の創造 (CSV) の実践



障害者雇用促進法における障害者を雇用する障害者雇用率制度

- 障がい者雇用を行うにあたって、合理的配慮方法を知りたい



企業に出向いて、職務アセスメントを行い、個々の学生に適した職務内容、合理的配慮について大学等が提供

その他の研究テーマ

障害者雇用施策及び障害者福祉サービスにおいて、地域で生活している障害者については一定の就労支援システムの実践が進められている。